

令和4年第2回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和4年5月13日 午前10時00分 開会
午後 3時43分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	西川善浩	2番	横井晶行
3番	柴田三乃	4番	坂本剛司
5番	杉本訓規	6番	梨本洪瑠
7番	吉村始	8番	奥本佳史
9番	松林謙司	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 13番 西井 覚 14番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市税条例の一部を改正することについて）

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて）

日程第5 議第32号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

追加日程第1 議第32号 令和4年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前10時00分

川村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、令和4年第2回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

なお、報道関係者から撮影の申出が出ております。

お諮りをいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和4年第2回臨時会が招集されましたところ、議員各位の皆様には、何かとご多用中の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますように、よろしくお祈りを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出されました議案は、議事日程記載の日程第3から日程第5までの3議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。本日、令和4年第2回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回ご審議をお願いいたします案件につきましては、承認案件が2件、議決案件が1件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶にさせていただきます。

川村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、西井覚議員、14番、藤井本浩議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

12番、増田順弘議員。

増田議会運営委員長 令和4年第2回葛城市議会臨時会の開会に当たり、去る5月6日に議会運営委

員会を開催し、諸事項につきまして慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3、承認第1号と日程第4、承認第2号の2議案につきましては、専決処分の承認でございます。一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。

次に、日程第5、議第32号の補正予算につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行き、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、予算特別委員会の設置に関しましては、本年3月定例会の予算特別委員会の委員構成、また正副委員長で審査を願うことになりましたので、今回は予算特別委員会委員の選任と正副委員長の報告まで行ってから、本会議を暫時休憩いたします。そして、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、付託議案について審査いただきます。委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加について諮っていただき、日程追加後、委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いし、閉会をいたします。

次に、会期につきましては、本日5月13日の1日といたします。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

川村議長 ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日5月13日の1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5月13日の1日と決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からのご報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、承認第1号及び日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました承認第1号及び承認第2号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法等の

一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、固定資産税による省エネ改修工事に伴います住宅の減額措置について及び土地に係る負担調整措置についてでございます。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、賦課期日を4月1日とする本年度の健康保険税の課税分から適用すべき部分の改正が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の所得割額、均等割額、平等割額の合算限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額の所得割額、均等割額、平等割額の合算限度額を19万円から20万円に引き上げることににつきまして、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご承認を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑とし、委員会付託を省略し、討論、採決を1議案ごとに行います。

質疑はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 よろしくお願ひします。それでは、承認第2号の葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてに関して質問をいたします。

本改正につきましては、先ほど説明がありました。国民健康保険税の合算限度額、これについて引き上げるということでもあります。国保税の場合は、所得が一定以上上がっても、もうこれ以上は国保税が上がらないと。所得税とは違って、所得税の場合は当然、税率は最高税率ありますけれども、所得が上がれば上がっただけ税は増えるわけですが、国民健康保険税の場合は頭打ちがあります。幾ら所得が高くても、要は課税の限度額があるということで、それを引き上げるという案であります。

私としては、応能原則を強化すると。応益割よりも応能割を増やしていくというのが日本共産党の立場でありますから、この限度額を引き上げることについては、国保の今の現状からやむを得ないとは考えるんですが、これまでの改正につきましては、要は所得の低い方の合算限度額も引き上げることで、所得の低い方には恩恵があるような形で、抱き合わせで、国保税全体の、国保加入者の方々の全体の負担、これをできるだけならしていこうということが趣旨であったと思います。

ところが、今回はこの限度額だけを、最高の合算限度額だけを引き上げるものになって、下のほうの恩恵がよく見えません。そこでお聞きしたいんですが、今回のこの課税の合算限度額を引き上げることによって、昨年度の見込みで結構ですけども、幾ら増額、国保税が収入として増えるのか、このことについて1つお伺ひします。

もう一つは、実は、今年の4月から、実は国民健康保険税のうちの子どもの均等割の未就

学分が、これが半額の減免ということになりました。これは長年、全国知事会等も子どもに対する均等割、これについて改善を要望してきたところが、国が動いたということでありまして、今回は所得の低い方の課税限度額についての引上げはなかったものの、子どもの均等割のところ、応益割をできるだけ、負担を減らしていこうというふうなことかなど考えているわけですが、こちらのほうは、幾ら実際に入として下がるのか。つまり、子どもの均等割の未就学児の半額減免について、幾ら財政的に影響があるのか、この2件、その数字をお聞きしたいと思います。

以上です。

川村議長 林本市民生活部理事。

林本市民生活部理事 市民生活部の林本でございます。ただいまの谷原議員のご質問に答えさせていただきます。

このたびの令和4年度の国民健康保険税の条例改正に伴いまして、先ほど申し上げました課税限度額の上昇分ということでございますが、一応シミュレーションという形で、およそ、約ということでご了承いただきたいと思いますが、約200万円の増収ということになります。

一方で、未就学児の均等割の50%の減額によって、それによって減額された金額というのが、こちらを対象者として238人、263万円の軽減額ということで、そういう形でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

川村議長 谷原議員。

谷原議員 ありがとうございます。子どもの均等割というのは、応益割のほうになりますので、応益割というのは、所得が少なくても発生するものであります。子どもの均等割などは、子どもには所得が発生しないにもかかわらず、国保税では子どもにもかかるという、非常に不合理なものだと私は考えます。この点について軽減がされるということでありますので、抱き合わせとしては、応益割、応能割が改善されたものと考えます。

ありがとうございました。

川村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、承認第1号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第3、承認第1号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第2号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第4、承認第2号議案を採決いたします。

本案について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億427万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億8,809万7,000円とするものでございます。補正内容につきましては、道の駅整備事業に係る民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に基づいた経費と国の総合緊急対策として、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費の追加をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

川村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第32号議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名をいたします。

また、委員長、副委員長につきましても、併せてご報告いたします。予算特別委員会委員長、増田順弘議員、同じく副委員長、杉本訓規議員。以上です。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては追って連絡をいたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午後 3時00分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第32号議案を日程に追加いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり、日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第32号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に予算特別委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査結果の報告を委員長に求めます。

12番、増田順弘議員。

増田予算特別委員長 午前中、本会議におかれまして上程され、予算特別委員会に付託をされました議第32号の補正予算につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査をしましたので、その概要及び結果についてご報告を申し上げます。

議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決についてであります。質疑では、子育て世帯生活支援特別給付金について、児童扶養手当受給者の全てが対象となるのか。また、申請が必要な方に対し、どのように通知をするのかという問いに対し、児童扶養手当受給者の全てが対象となる。また、通知については、児童扶養手当受給者に対しては行う。申請が必要な方については、ホームページ、ツイッター、広報等で周知をする予定であるとの答弁がありました。

この答弁に対し、周知の方法について、他市町村を参考にもっといい方法がないかという問いに対し、広報の方法については、税情報がベースとなっており、研究していきたいとの答弁がありました。この答弁に対し、学校でのチラシの配布なども手段の一つかと思うので、それを含め、周知の方法を検討していただきたいという意見がございました。

また、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う移転補償金の追加分として2,500万円を支払うに当たり、その積算根拠については市は確認をしているのかという問いに対し、市としては積算根拠はないが、裁判の過程で相手側から裁判所に積算根拠として示されている。その積算根拠に基づき、裁判所は認めた上で第17条決定をしていると思う。また、裁判の内容になるので詳しいことは申し上げられないが、根拠資料については確認をしているとの答弁がありました。この答弁に対し、訴訟の相手側からの資料を根拠として支払うのは承認しづらいとの意見がありました。

また、市長に対し、5年もかかっている裁判について、この結論に至った経緯をお聞かせ願いたいという質問に対し、5年間いろいろなことがあり、いろいろな事情も変わってきた。総体的に検討した結果、苦渋の決断をしたものですとの答弁がありました。

質疑の終了後、令和4年度葛城市一般会計補正予算(第1号)については、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う移転補償金に関する部分を減額する修正案が委員より提出され、提案者からの説明、修正案に対する質疑の後、議員間討議が実施されました。

議員間討議終了後に討論に入り、一般会計補正予算の原案に賛成の討論があり、討論終結後、修正案に対する採決の結果、賛成少数で否決をされました。引き続き、原案に対する採決が行われ、その結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、そのほかにも各委員から活発に質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

川村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

追加日程第1、議第32号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

3番、柴田三乃議員。

柴田議員 私は議第32号の令和4年度葛城市一般会計補正予算(第1号)の議決について、反対の立場で討論いたします。

まず、私はこの道の駅に関する問題について、起こってきた当時は一般市民であったので、情報としてはニュース、または新聞記事でしか知らないという状態でした。ただ、議員になり、前回、和解案が出てきてからは、詳しく知るべきだということで議事録を見たりとか、あと、いろんな方からお話を聞いたりということで、それなりに、私なりに理解を深めてきたつもりです。

その上で、今回反対する理由としましては、不正な公金支出とか、様々な不適切な行政手続によって、この葛城市に混乱と対立、そして、多大な経済的負担をかけた責任を山下前市長、そして生野元副市長は取るべきだと考えるからです。そもそもこのような不祥事がなければ、このような裁判も、それに係る莫大な費用も発生しませんでした。

まず、それに、道の駅自体がこのような不正な行為をしないと建設できなかったのかというそもそもの疑問もあります。調べれば調べるほど不可解で、本当に複雑で理解に苦しむところはあるんですけども、市民を代表する議員として、責任の所在を明らかにするというような責任があるのではないかと考えております。

予算特別委員会のところでも質問させていただいたんですけども、これを承認してもしなくても、これでこの高等裁判所の裁判は終わるということでもあります。であるなら、前市長、そして元副市長に、賠償金を支払うという形で責任を取っていただくのが私は妥当だと考えているので、反対の立場で討論させていただきました。

ただ、そうすると、また裁判が、ほかの裁判が続くということで、市民の方々には負担もかけるかもしれませんけれども、どこかで責任を取っていただかないといけない。住民監査請求をされた方々とか、市民の方々でも、不満に思っている方もたくさんいらっしゃると思いますので、この賠償金を払うという形で責任を取っていただきたいと私は考えております。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、吉村始議員。

吉村議員 私は、議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の原案につきまして、賛成の立場から討論をいたします。この予算では主に子育て世帯生活支援特別給付金事業と、それから先ほど柴田議員もおっしゃっていましたが、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う移転補償金をどうするのか、主にこの2つが出てきたわけですが、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、いつも行政のほう速やかに、事務処理やっつけてくださっていますので、今回も速やかな処理、そして早くお届けをいただきたいというふうに思います。

それから、この第17条、これにつきましてなんですが、今年の3月17日に大阪高等裁判所13民事部から出されました道の駅かつらぎの裁判における民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定、これに対しまして、阿古市長は、総合的な判断をされた。すなわち、阿古市長の意思によって、大変、苦渋の決断をされました。そして、3月30日の臨時会で市のほうから提案されまして、私ども議会は、その決定を了としたわけでございます。

今回、予算のこの調停第17条に賛成することにつきましては、私は3つ理由を述べたいと思います。

1つは、この裁判は民事裁判であります。地方裁判所では、これは市のほうが勝ちましたけれども、いわゆる上級審、高等裁判所のほうでは、判決に近い内容である判断が出ていたというふうなことであります。これをやはり重く受け止める必要があるということになります。

それからあと、こちらのほうのこれが成立しなかった、我々が反対をして否決されたというふうなことになりますと、この2,500万円、これについては、この13民事部のこれについては終わるわけですが、引き続き、土地開発公社の訴訟が継続されるというふうな形になります。

これによりますと、かなりのまた裁判費用が継続してかかるのと、そしてまた数年間が予想されますけれども、市職員の皆様方の時間的、労働的負担というのが大変なことになるというふうなことになります。

それから、先ほど、3つ目の理由といたしましては、3月30日の臨時会で、私どもはこの調停を受け入れるということに賛成をしているわけでありますから、この2,500万円の支払いにつきましても、議会として承認することが妥当であるというふうに考えるものであります。

以上の3つから、私は賛成をするわけでありますけれども、市の当局のほうには、私のほうから要望を再度上げておきたいと思います。阿古市長は、就任以来、利権政治からの脱却を公約に掲げておられまして、これにつきましては、私は一定の成果を上げているものというふうに評価をするものでありますけれども、さきの3月議会でも問題になったわけでありまして、事務処理の改善や契約事務につきまして、私どもの市議会で大きな問題とな

りました。これにつきまして、議員から改善や再発防止策についての提言を行いまして、また、この議会でも市政検討委員会の予算を削る修正案を提出されまして、多数の議員の賛同をもって可決されたわけです。これにつきましても、市長におかれましては、議会の意思を重く受け止めていただきたいと思います。

そして私、手元に、住民監査請求に係る監査結果についてという通知を持っておりまして、この請求の要旨なんです。当時、これはもう平成29年8月31日付で住民監査請求、これ出されたわけですが、このときに、この趣旨、要旨としましては、葛城市において、平成28年11月にオープンした道の駅かつらぎの建設工事に関連して、架空の工事契約が締結され、あるいは、不可解な内容の補償契約が締結され、その結果、違法な支出がなされたことにつきまして、調査の上、その是正を求めるものであるというふうなことであり、結果としてそれが、所期の裁判の目的が達成できていないということについては、市長も苦渋の決断をされたわけでありまして、私もやっぱり、私どもも苦渋の判断をしなきゃいけないと思っております。

そして、最後、これは意見として、住民監査請求の市民の方々から出ている意見なんです。今後においては、当時の特別職及び職員に対しての責任追及を行うとともに、適切な処理を講じていただきたい。また、今回の監査結果により、違法な行為による契約や会計処理により、市に大きな損害を与えたことが判明したことは、市政に対する市民の信頼を大きく損ねる不祥事であり、市においては、再発防止策の構築に努められたい。職員の皆さんには、全体の奉仕者である原点に立ち戻って市民に対する責任を自覚し、法令に基づいた厳正公平な職務の遂行に努めることを再確認し、信頼の回復に向けて全力で取り組むことを要望するというふうにあります。

これはまさに今現代的な、もうこれ、済んだ話ではなくて、現代的な課題であると思います。市におかれましては、利権政治からの脱却のための具体的な手段、これも前にも議会から提言しておりますので、これを更に進めていただきたいと思います。やはり毎年毎年、このようなことが起こっていれば、当時、出されました市民の方々に向けても顔向けができないというふうに思っております。市民の思いに応えるためにも、市長をはじめ行政には、利権政治からの脱却を更に進めて、より実のあるものにしていただきたいということを要望し、私ども議会も、同じ思いでやっていかなければならない、頑張っていかなければならないことを述べまして、私の賛成討論といたします。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

谷原議員 私は議第32号、葛城市一般会計補正予算（第1号）に反対する立場で討論いたします。先ほど柴田議員が述べられたように、私も今回、この裁判に至る経過につきましては、やはり当時の市長、副市長が行った行政上の極めて不正な運び方、このことに大きな原因があり、それを法的に責任を取っていただくというふうなことが、やはり一番大きな住民監査請求の発端であったと考えます。

監査の結果、不適正な事務処理があったということで、市民に与えられた損害を取り戻す、

そのために相手方にそれを請求しなさいという勧告が市長に与えられて、市長はそれに基づいて相手方に求めたところ、支払いの意思がないということで、裁判に至ったわけでありませう。幾つかの裁判が起こされていますけれども、今回、補正予算で出てきておりますのは、移転補償に伴う追加の移転補償が発生したか否かについての争いに関わった決定という、最終的には和解に至るための決定でありますけれども、それが示されたということでありませう。

私は、午前中の議論の中でも、やはり議会がこの一般会計を議決するということにあつては、その支出の根拠が適正である、これをしっかりと審議するのが議会の大きな責任だと思つております。その2,500万円の歳出に当たっては、決定に基づいて支払うということになるわけですが、その名目が移転補償金の追加分というふうになっているわけでありませう。ところが、移転補償金の追加分ということだけを見ますと、実は、これは葛城市が監査の勧告においてもそうですし、葛城市がそれに基づいて裁判を闘ってきた点でもそうなんです、要は追加の移転補償金というのは必要ないと、違法な支払いであるということが、葛城市もそう主張してきましたし、そして奈良地裁の判決を見ましても、それは違法な支払いであるということは認めているわけでありませう。

さらにはこの決定においても、この追加の移転補償につきまして、やっぱり議会にきちつと説明なく、流用という形で支払われたことは違法であると。その間の事情について、追加が必要になった事情について説明がないまま、議会への説明もないまま決定したこと、支払ったことは違法であると認定しているわけでありませう。

その文言が、再び葛城市の一般会計補正予算として、移転補償金の追加分というふうに出てきましたので、この中身が、過去問われている追加の移転補償金と同じであれば、これは、だったら議会として認めようがないわけでありませう。違法とされたものを議会が認めるわけにいかないと。そこで、午前中私が繰り返し尋ねたところですが、第17条決定に従つて、そこに書いてあるこの名目で支払うということになるんだらうと思つてます。

ところが、私はこの名目というのは、非常に大事だと思つています。相手方が違法行為として是正すべき2,500万円、これ葛城市に支払うということになっておるわけですが、これは解決金なんです。これまで奈良地方裁判所で、相手方から2,500万円、葛城市に戻しなさいと言つた理由は、追加の移転補償というのは違法であると、支払いは違法であると。これは土地開発公社の移転補償金の中でちゃんと見込まれているということを経験の中で認めているわけですから、つまり、追加の移転補償については違法であるということがはっきりしている。それなのに、解決金なんです。この決定で葛城市に入ってくるのは。

ところが、葛城市が相手方に支払うのは、追加の移転補償金という名目になっているんです。追加の移転補償金について争つてきたんです、葛城市は。それについては違法だということで、葛城市が主張してきたわけです。ところが、その同じ名前で支払いを今回するという、この中身になっているわけでありませう。残念ながらこの決定については、議会でこの決定について認めたわけですから、その認めたことが前提になって、今回のこの2,500万円の支払いとなっているんですが、一般会計からの支払いという根拠としては、私は午前中で

も議論しましたけれども、この追加の移転補償金について、この間の事情がどう変わったのか、それについての説明が明確にはありませんでしたし、支払う根拠が不明であるということをもって、これには反対したいと思います。

なお、この機会に、長い裁判でありました。皆さんも、裁判費用が今後もかかることに対する懸念とか、職員の方々の負担とか、いろんなことを考えられて、こういう判断もいろいろと議員の中ではあろうかと思えます。しかし、このことと行政における在り方、決して不正をやってはならないし公正な行政をやらなければいけないということについては、これは明確にしておく必要が私はあると思えます。本来だったら裁判できちっと分かりやすく、決着をつけるべきものだと思いますけれども、現実には先ほど述べたようなこともあって、なかなか困難なことが生じているとは思いますが、私としては、今後、葛城市政におきまして、少なくとも行政が何か間違ったことがあったとしたら、その時点で、法令に従って、議会とも協力して事の解決に当たると。当時そうしたことができておれば、こんなところまで大きな負担がかかることはなかったと私は考えます。その意味で、今後とも議会としても、しっかりと行政に対して、協力もしながら緊張関係を持って、行政の適正な在り方について、引き続き議会としては意見も申し上げていきたいなと思っております。

それからもう一つ、子育て世帯生活支援特別給付金事業の補助金ということで、これが一般会計補正予算にあります。これについては、生活困窮されている方にとっては朗報であり、あえて反対するものではないんですけれども、私としては、子どもへの給付は全員にすべきだと、あまり所得の差をつけるべきではないと。このたびはひとり親世帯及びそれから住民税非課税というふうな条件がついております、5万円のときです。これも、これまでのお子さんに対する10万円の給付金につきましても、高額所得者の方には所得制限をつけました。でも高額所得者と言われても、いろんな家庭の事情があって、その方々の中には、何で子どもに差をつけるんだと。うちはうちの事情で大変困っているということでご意見もいただきました。それぞれの市町村の市長の中には、取るときは所得に応じてそれは税を取っていいんだけど、給付のときは、やはり平等に給付すべきだという考え方を持たれている方もおられると聞きます。

今回についてはとりわけ、ひとり親世帯の方々に対してはプッシュ型で、把握されている方についてはそのまま渡せるけれども、住民税非課税の方は申請ということで、お知らせがなかなか行き届かないこともあったりしますので、こういう点についても私は改善が必要であろうかと、ちょっと一言意見だけ述べておきます。

以上をもって、本案の反対討論といたします。以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、坂本剛司議員。

坂本議員 よろしく申し上げます。私は、議第32号、令和4年葛城市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

前回、第1回臨時会で大阪高等裁判所第13民事部から、第17条決定について出された案について理事者は受け入れたい旨、議会に承認を求めてきました。それを議会は、賛成多数で

それでよしとしたわけであります。その第17条決定の中には、柗の郷に支払う追加分2,500万円が含まれた内容となっております。前はよしとして今回2,500万円の予算に関しては否決というのは、いかがなものかと考えております。これが否決されると、何回も前の議員が話されていますように、裁判が長引いて、市民の税金がまた何千万円と使われることになります。

私は、この高裁の裁判は早く終わりにして、残り2つ、裁判が残っておりますけれども、この高裁の裁判を早く終わりにして、理事者におかれましては、市民のサービスに邁進していただきたいと、そのように考えております。

よって、今回の補正予算は、私は賛成とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

8番、奥本佳史議員。

奥本議員 私は、議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第1号）の議決について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、この中、2本立てになっております。1つとして、子育て世帯への給付金事業、これについては反対する理由なんか全然ありませんので、これは取りあえず置いておきます。

今回争点となりましたもう1点、第17条決定に関わる歳出予算でいうと、補償補てん及び賠償金の2,500万円で、歳入予算でいくと、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定に伴う解決金、これも同額の2,500万円。これについてが午前中、先ほどまでの予算特別委員会で争点になったわけでございます。

非常にこれ分かりにくいんですけども、3月30日に臨時会がございまして、その場において議第31号、調停に代わる決定についてということで、議決を行っております。これは、先ほど坂本議員おっしゃいましたけども、中身までじゃなくて、これを受け入れるかどうかの議決だったので、この中身をその当時、議決とは全く関係なしで、後日予算特別委員会で話し合うということは確認されておりますので、それが今回の今日の予算特別委員会になったわけでございます。

まずはその、懸案となる第17条の調停、裁判所から示された内容ですけども、大きく言うと、市と争っている控訴人の前市長、元副市長、そのお二人に対して、当時、グループホーム施設の移転補償として2,500万円、これは当時議会の承認がなかったんですね。そこに対して、違法だったということを葛城市は言っているわけなんです。この第17条の裁判所から示された内容としては、そのお二人に対して、その当時しなかった承認を市議会に求めてくださいと。

それに対して、議会がどういうふう結論を出すか。この第17条の中には、葛城市議会でこの場で賛成した場合、反対した場合の2つの内容が示されております。賛成したら当然2,500万円払わんと駄目だ。ところが、反対したらどうなるか、書かれております。これは、連帯支払義務の内部負担は控訴人らが協議して定めるということなので、その後の話は前市長、元副市長、それからグループホーム、その辺の方が相談して、それを支払うことを相談する。そこに対する議決を今回、予算特別委員会で我々が決めないといけないというそうい

う場だったんですね。

それで、この裁判所が示された第17条の中には、そこに至る上での葛城市議会に対して、これを判断せんと駄目なんですけども、そこに書かれてある内容として、前市長、元副市長がけじめ、これは内容的には謝罪という言葉で示されております。それをつけた上で、葛城市議会、判断してくださいよということなんです。それを踏まえた上で、その説明がなかったの、午前中、私も質疑させていただきました。

そこについて説明を受けた内容、それからもう1点、これまで5年にわたって理事者、議会、非常に市民の皆さん交えて、いろいろな議論が交わされたわけです。それに対する費用、時間、非常に大きくかかっております。当初、市はもう起こした裁判は当然勝つものだというスタンスでずっと来られました。そういう説明も議会でもされていまして。勝てるのなら当然それでいいんですけれども、今回、勝つというところを、もうそれは言ってみれば放棄するんです。放棄した上で、裁判所が示されたこの内容をのむかのまへんか、それが今回のこの予算の肝なんです。そうなってくると、これまでそれを旗振ってやってきた方はどういうふうに説明するのか、あるいは責任を取られるのか、その2点が私、はっきり分からなかった。それを午前中、予算特別委員会のほうでお伺いしました。最終的に、まず第17条の決定の中に書いている前市長、元副市長のけじめ、謝罪ですね。そこについては一応、そのお二方の申入れについて検討していただけると返答をいただきました。

それともう一つ、第17条決定の、要するに方針を変えて受け入れることになったことに対するこれまでのかけた労力、時間、お金、その辺の責任について市長はどうお考えかということに対して、非常にもう苦しい決断をされた。苦渋の決断とおっしゃっていました。何よりも、これからの葛城市を大切にしていきたいというお言葉がございました。そこに市長の思いが込められていると判断いたしました。

それともう一つ、この第17条決定に葛城市議会が今回これで否決した場合、控訴人が連帯してそれを返済するということです。それだけじゃないんです。それに付随して、ほかの裁判がやはり継続してしまうと。ところが、今回これを受け入れることによって、その付随するところが取り下げられるという説明がございました。となると、一応この問題、長きにわたっていろんな方を巻き込んでやってきたこの問題が、取りあえずここで終わることになる。余計なお金をかけないで済む。もやもやしたものは残るんですけども、議会として予算を判断する。不要な予算を使わないようにするというのがこの議会の予算特別委員会で議員に課された役割なんです。それを主として考えたときに、これをやはり否決してしまっ、今後ますますの裁判費用をかけて、得るものがほとんどないというところを持っていくのが果たしていいのかどうか、それもいつ結論が出るか分からない。

そう考えたときに、以上の3点から、私は、今回のこれを受け入れて、賛成して、この問題に本当に早く決着をつけて、市長おっしゃるように、前向きに葛城市を新しく生まれ変わらせてほしいと、そういう願いを込めて賛成させていただく次第でございます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

9番、松林謙司議員。

松林議員 私は、議第32号、令和4年度葛城市一般会計補正予算（第1号）に賛成の立場で討論させていただきます。

ここでもし和解案の道の駅かつらぎ民事調停法第17条の和解案の予算にもし反対するのであれば、そもそも論でございますけども、民事調停法第17条案に反対するというのでは、議会としても反対、否決をしてそのまま訴訟を継続するのが筋であろうかと、このように思います。もし、そうなれば、裁判費用も高騰します。やはり早期解決、今後の様々な紛糾回避のために、今回の和解案の予算を円滑に執行していくことが本当に市民のためによりよい選択肢であろうかと、このように思います。

ただし、今後このような不正な事務処理が行われることのないように、行政当局といたしましても、十分にそういうような点に注意をしていただきたいと、配慮をしていただきたいということをお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

14番、藤井本浩議員。

藤井本議員 私も賛成という立場で討論させていただきたいというふうに思います。

裁判所の出したいいわゆるお墨つきのこの第17条決定ということ、これに対しても反対できるわけですけども、市長は苦渋の選択をしたと、こういうことでございました。そのことについて、私は評価をさせていただきたい。

かつ、この第17条、裁判所が出されたこの決定の中に、道の駅を発端にした論争があったということも指摘をされております。これにはもう和解すべきだと、かつこの道の駅そのものは公益性、また葛城市にとって貢献しているやないかということも、だから、円満な解決をするのが望ましいというところからも、この決定がなされたところでございます。

そういう意味合いからも私は賛成をさせていただいて、1つの事業が、先ほどどなたかの話にあったように、まさに議論を与えるというんですか、対立を生む、こういったことの反省も踏まえながら、皆さん方のお思いと一緒にですけどもいいまちづくりに、市長が先ほど発言されたように、今まであったことはあったことと、これからすばらしいまちづくりに邁進されることをお願いして賛成討論といたします。

以上です。

川村議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

川村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

（梨本議員退席）

川村議長 これより、議第32号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

（押しボタンにより表決）

川村議長 ボタンの押し忘れはありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

(梨本議員復席)

川村議長 以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、議員の皆様方に一言御礼を申し上げます。議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、皆様方におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を行い、体調管理には十分注意され、葛城市政進展のために、より一層ご活躍賜りますようお願いを申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和4年第2回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、承認、可決をいただきましたことに衷心より厚く御礼を申し上げます。議員皆様におかれましては、今後とも市政へのご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

川村議長 以上で令和4年第2回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後3時43分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

署 名 議 員 西井 覚

署 名 議 員 藤井本 浩